

第 50 回 横浜市発達障害検討委員会 次第

【日時】令和元年 12 月 23 日（月）午後 1 時 00 分～午後 3 時 00 分

【場所】教育委員会事務局花咲研修室 303 号室

1 開会

- (1) 障害福祉部長あいさつ

2 議題

- (1) 横浜市障害者施策推進協議会への諮問に対する答申内容の検討経過について

- (2) 意見交換

3 その他

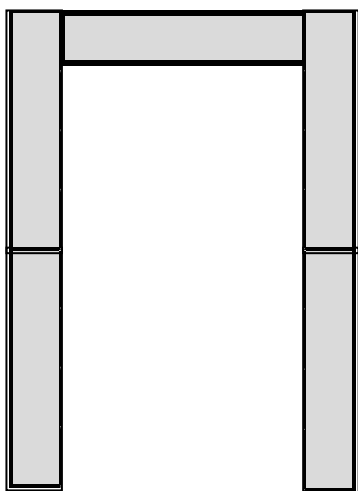
第50回 横浜市発達障害検討委員会 座席表

平田 幸宏 委員 渡部 匡隆 委員

(東洋英和女学院大学人間科学部) (横浜国立大学 大学院教育学研究科高度教職実践専攻)



- 寺田 純一 委員
(かながわ地域活動ホーム ほのぼの)
- 中野 美奈子 委員
(横浜市自閉症児・者親の会)
- 坂上 尚子 委員
(神奈川県LD等発達障害児・者親の会
にじの会)
- 西尾 紀子 委員
(横浜市発達障害者支援センター)



- 高木 一江 委員
(横浜市中部地域療育センター)
- 小川 淳 委員
(横浜市総合リハビリテーションセンター)
- 安藤 壽子 委員
(NPO法人 L'enfantPlaza
(らんふあんぷらざ))
- 池田 彩子 委員
(NPO法人 ユースポート横浜
よこはま若者サポートステーション)

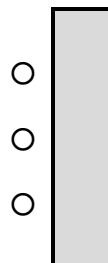
司会

- 障害企画推進係担当

事務局

- 障害児福祉保健課長
- 障害企画課長
- 障害福祉部長
- 医務担当部長
- インクルーシブ教育担当部長
- 特別支援教育支援課長

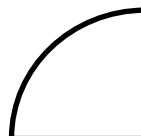
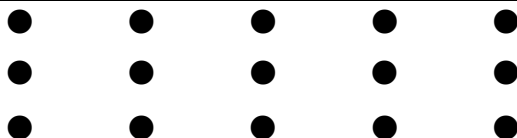
傍聴席



事務局

- 障害福祉課長
- 精神保健福祉推進担当課長
- 青少年相談センター所長
- 子育て支援課長
- 企画調整課長
- 特別支援教育相談課長

事務局



令和元年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学教授 大学院教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	平田 幸宏	東洋英和女学院大学人間科学部
3	医療従事者	高木 一江	横浜市中部地域療育センター
4	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	寺田 純一	かながわ地域活動ホーム ほのぼの
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	安藤 壽子	NPO法人 L' enfantPlaza (らんふあんぷらざ)
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	西尾 紀子	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	NPO法人 ユースポート横濱 よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	中野 美奈子	横浜市自閉症児・者親の会

令和元年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

	局名	補職名	氏名
事務局	健康福祉局	障害福祉部長	上條 浩
		企画課長	平木 浩司
		障害企画課長	佐渡 美佐子
		障害福祉課長	渡辺 文夫
		障害支援課長	宮嶋 真理子
		精神保健福祉推進担当課長	榎本 良平
	こども青少年局	こども福祉保健部長	細野 博嗣
		医務担当部長	岩田 眞美
		企画調整課長	谷口 千尋
		障害児福祉保健課長	内田 太郎
		青少年相談センター所長	高田 裕子
		子育て支援課長	田口 香苗
		保育・教育人材課長	甘粕 亜矢
	教育委員会事務局	インクルーシブ教育担当部長	佐藤 祐子
		特別支援教育課長	須山 次郎
		特別支援教育相談課長	青木 正章

「6大項目・15小項目に対する取組について」に対する意見シート

★【大項目 I】 本人への支援

	委員名 (敬称略)	小項目	意見等	修正文案(可能であればご記入ください)
1	小川	0 導入部分	「I 本人への支援」のリード文が読み方によって誤解が生じる可能性があります。 現在発達障害の原因論では何らかの先天的な脳機能障害があるとされており、それに起因して発達障害の症状が発達期に発現するというのが正確な表現だと思います。したがって「通常低年齢に発現した脳機能障害であるとされ」の表現では、低年齢で脳機能障害が発現するという読み取り方も可能となり、不正確であると考えます。	この辺りは、医学的立場からの正確性も必要ですので、菅野委員からヒアリングをしてみてくださいはいかがでしょうか。
2	小川	0 導入部分	同じ箇所で、「得意なこと」と「苦手なこと」の差が非常に大きい、ということが発達障害の特性として記されていますが、他に発達障害を定義づける記述がない中では、この点のみを特性として記すること、またそれに対する無理解が後段の「つまづき・生きづらさ」に繋がるという記述は不正確であり、読み手に誤解を生じさせる可能性があると思います。	
3	高木	0 導入部分	この項目の前の文章 発達障害は、通常低年齢において…の表現が	「広義の発達障害」の定義は、知的障害(精神遅滞)を含み、それを中核として生涯にわたる支援が必要な状態です。「狭義の発達障害」の定義は、発達障害支援法に基づいています。 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であり、その症状が通常低年齢において発現するものとして法令で定めるものをいう」とされています。18歳以上では発達障害者、18歳未満では発達障害児と定めています。 こうした特性は見た目ではわかりにくく、周囲に気づかれにくく、環境をの mismatches が生じやすいため、本人の社会的自立に支援が出たり、生きづらさを感じたりすることが珍しくありません。
4	小川	1 本人がその人らしく生きるための支援の充実	(2) 多様な形の社会参加を促進する仕組み 「本人が人間関係やソーシャルスキルを形成し、」とありますが、それが形成できないのが発達障害の特性のひとつであることから、この文脈では「形成」を謳うのは違和感があります。この部分を削除してもいいのでは。	もし残したいのであれば、「本人が人間関係やソーシャルスキルを学習し」あるいは「獲得し」でどうでしょう。
5	池田	1 本人がその人らしく生きるための支援の充実	「本人が自分自身の強み、弱み等の特性について適切に理解することが必要」とあるが、この表現だと、発達障害者の個性を健常者が「強み」「弱み」と名付けて、それらを「理解しろ」と言っているような印象を与える恐れがあるのではないかと。したがって、強み弱みは絶対的なものではなくて、今の日本社会においては個性が強みにも弱みにもなるのだという、相対的なものであることがわかる文言がよいと思う。	本人が、現在の日本社会で生きていく上での自分自身の「強み」「弱み」等～
6	池田	1 本人がその人らしく生きるための支援の充実	「本人の特性を十分に発揮できることが必要」とあるが、人は誰でも強みや個性を「十分に発揮」できるわけではないし、発揮が「必要」ないわけでもないで、この表現だと、逆に過剰というか、「発揮しなければならない」かのような印象を受ける。	本人の特性を発揮できるチャンスがあることが必要～、など。

7	寺田	1 本人がその人らしく生きるための支援の充実	本人が自己選択を行う過程におけるプロセスを重視し、本人が自己決定しやすい環境整備を行う。本人の希望を聞き、そこに到達できるような目標設定をして支援する。成功体験や、失敗体験も含めて共有する事が重要です。	
8	中野	1 本人がその人らしく生きるための支援の充実	アセスメントの重要性の記載がないように思います。アセスメントと支援方針の一体化が不可欠です。アセスメントは、その人の特性を知る上で、必要なことです。が、それを活かすのは、支援方法の一体化があつてこそです。この二つと日常生活の様子を合わせて考えての支援でないと、支援者本意の支援になり、本人を苦しめ、最悪の場合、虐待にも繋がると思います。	
9	坂上	1 本人がその人らしく生きるための支援の充実	<p>■多様な形の社会参加を促進する仕組み ※ I-2・3・4にて一部再掲 多様性を認め合う関係の中で、本人が人間関係やソーシャルスキルを形成し、自己肯定感・自己効力感を高めていくことが重要です。→価値観が一律のように思います。 そのために、本人の特性を十分に発揮することが出来るような、多様な形の社会参加を促進する場や機会、及び支援体制を構築することが求められます。</p>	
10	西尾	1 本人がその人らしく生きるための支援の充実	<p>(2)の最初の■について→文言について大項目の文言と一致させておいた方がよいのではないか (2)の二つ目の■について→本人の特性を十分に発揮だと、誤解されてしまう (2)三つ目の■について→文言が重複している</p>	<p>(2)本人が自分自身の「強み」「弱み」…→「得意」「苦手」について適切に理解する機会が保障されていることが大切です。 (2)社会の中で、本人の特性をふまえ、能力を十分に発揮できることが大切であり (2)…それを表出する力を引き出すための→それを表出しやすくするための</p>
11	平田	1 本人がその人らしく生きるための支援の充実	<p>○ 本人の特性を十分に生かすことができない場合があります。 →後段でも出てきますが、特別支援教育で用いられる「持てる力の発揮」という表現も可能かと考えます。</p>	
12	平田	1 本人がその人らしく生きるための支援の充実	<p>■ 多様な形の社会参加を促進する仕組み 多様性を認め合う関係の中で、本人が人間関係やソーシャルスキルを形成し、自己肯定感・自己効力感を高めていくことが重要です。 →Diversity、ダイバシティという表現も併記したいところです。</p>	
13	高木	1 本人がその人らしく生きるための支援の充実	(1)現状と課題、以下、意思決定・自己決定の場面においては、の部分、の文章が少しわかりにくいかと思います。	自己選択、意思決定の場面においては、本人が主体的に選択・決定し、自ら表明することが必要ですが、…

14	高木	1 本人がその人らしく生きるための支援の充実	P2の最初の項目(I-1の最後)見立て	診たて?診立て? 医学的には、診立てですが・・・
15	寺田	2 当事者の居場所の充実	様々なライフステージ途中のつなぎ等には、インターネットも含めた相談事業所の検索ができる等の配慮も必要だと思われる。	
16	中野	2 当事者の居場所の充実	居場所とは、社会に出るモチベーションにつながる場所、孤立するのではなく、好きなことを通した仲間がいることでの安心感、達成感を得られる場所で、そこには、相当の発達障害の理解者が必要。地域共生社会を考えるのであれば、そういう居場所が、地域にあり、高齢者の方などの交流の場も想定し、その中から、当事者への支援者が生まれてくると良いと思います。(高齢者のひきこもりの対処にも繋がります。)既に、地域との交流をされている法人・事業者もあると思いますが、そういうところに加配などがあると良いかもしれません。そこから、町内の担い手として、当事者の就労前の就労が生まれるかもしれません。就労0型事業という言葉がよく聞かれるようになりましたが、そんなことを平塚市(又村あおい氏担当)が、【町内福祉村】事業を行っているそうです。	
17	坂上	2 当事者の居場所の充実	本人の特性が適切に理解され、その特性を十分に発揮することが出来るような、多様な形の場所が必要です。→生かすなどに出来ないでしょうか？	
18	西尾	2 当事者の居場所の充実	(2)の二つ目の■について→誤解される文章ではないか	(2)・・・その特性を十分に発揮することが出来るような→自己肯定感や自己効力感をもち、維持・向上できるような
19	小川	3 二次障害(ひきこもり等)への対応力向上	(2) 多様な形の社会参加を促進する仕組み 「本人が人間関係やソーシャルスキルを形成し、」とありますが、それが形成できないのが発達障害の特性のひとつであることから、この文脈では「形成」を謳うのは違和感があります。この部分を削除してもいいのでは。	もし残したいのであれば、「本人が人間関係やソーシャルスキルを学習し」あるいは「獲得し」でどうでしょう。
20	寺田	3 二次障害(ひきこもり等)への対応力向上	学齢期から社会人に至るまでの間、つまずきが二次障害に繋がる可能性があることを家族、教員、支援機関、会社の人事担当等が理解し、専門機関に繋げることが必要です。	

21	坂上	3 二次障害(ひきこもり等)への対応力向上	多様な形の社会参加を促進する仕組み(一部再掲)※Ⅰ-1・2・4参照 本人が、少しずつでも社会に参加し、成功体験を重ねることで、自己肯定感を形成できることが必要です。そのために、本人の特性を十分に発揮することが出来るような、多様な形の社会参加を促進する場や機会、及び支援体制を構築することが求められます。→発揮は生かす・促進は出来る程度に。 多様性を認め合う関係の中で、人間関係やソーシャルスキルを形成し、自己肯定感・自己効力感を高めていくことが重要です。	
22	西尾	3 二次障害(ひきこもり等)への対応力向上	(1)→四つ目の○→幼少期とは限らない (2)二つ目の■の一つ目の印の文言→ただの連携ではなく…	(1)…また幼少期に→また成長期に (2)支援機関のアウトリーチによる…の下の文章末尾 →…必要に応じ多職種連携・役割分担の上、支援を…
23	平田	3 二次障害(ひきこもり等)への対応力向上	○また幼少期に、自己肯定感が十分に育まれていない場合、社会生活においてつまずきが生じたときに、二次障害に繋がりがやすくなります。 →ここはひらがな表記で「つながりやすく」	
24	平田	3 二次障害(ひきこもり等)への対応力向上	■ 所属先を失う手前での、支援機関への繋ぎ ※Ⅲ-2にて再掲 所属先を失う可能性が生じた際、その手前で必要な支援機関に繋ぎ、所属先を失った後も、支援や見守りが途切れないような体制を構築することが必要です。 →同上	
25	坂上	4 成人期の課題に対する、本人支援の充実	成人期においては、「社会参加すること」が一つの大きなテーマとなります。 社会参加に向けた準備のため、自己理解を深めること、またソーシャルスキルを身につけることが必要です。→難しいです。せめて必要最小限のソーシャルスキルへ	
26	坂上	4 成人期の課題に対する、本人支援の充実	そのために、本人の特性を十分に発揮することが出来るような、多様な形の社会参加を促進する場や機会、及び支援体制を構築することが求められます。→発揮するはハードルが高いように思います。せめて「生かす」程度に。社会参加は促進でなく「出来る」へ。	
27	西尾	4 成人期の課題に対する、本人支援の充実	1と同様 (2)一つ目の■→文言の見直しが必要ではないか →家族だけではなく、家族に代わる第三者の存在が必要ではないか	1と同様 (2)…社会に出た後の立場の変化等を学び、必要なソーシャルスキルを身につけるための支援が必要です→「社会に出る」「自立する」とは具体的などのような事なのかを経験を通じて学ぶ機会や、ソーシャルスキル等を身につけるための支援が必要です。 (加筆)家族に代わる第三者による支援や体制づくりが必要である。

28	高木	4 成人期の課題に対する、本人支援の充実	(1)現状と課題 社会参加に向けた準備のため、自己理解を深めること、またソーシャルスキルを身につける必要があります。 この部分は、少し抽象的で、わかりにくい表現かと思います。	社会参加に向けた準備のため、自己理解を深めること、また相談力を身につける必要があります。
----	----	----------------------	---	--

「6大項目・15小項目に対する取組について」に対する意見シート

★【大項目Ⅱ】 保護者及び家族への支援

	委員名 (敬称略)	小項目	意見等	修正文案(可能であればご記入ください)
1	小川	1 保護者及び家族に対する支援の充実	(1)○「家庭と教育と福祉の連携」に基づく取り組み 後段の文章2行目「…保護者への支援が児童の発達に有効…」の「発達」の使い方ですが、「発達」はややもすると「よくなる、治る」的なニュアンスを含む場合があり、使い方に注意が必要だと思います。	「…保護者への支援が児童の成長に有効…」
2	小川	1 保護者及び家族に対する支援の充実	(1)○「学校における保護者支援」 通級指導教室のみの記述になっていることに違和感を感じます。特に高機能発達障害やその疑いのある児童が多く在籍する普通級の現状(特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーの取り組み)に重点を置いて記載すべきでは。	
3	小川	1 保護者及び家族に対する支援の充実	(2)■「学校における保護者支援の充実」 発達障害の疑いがある児童の保護者への支援が非常に重要です。それは必ずしも特別支援教育や専門機関への誘導を意味するのではなく、児童・保護者がその時々持つ困り感への対応だと思います。それは場合によって通級指導教室が取り組んでいる保護者支援とは質的に異なることもあります。この点もう少し議論が必要かもしれません。	
4	寺田	1 保護者及び家族に対する支援の充実	療育センター、地活、児童ディ、保育所、幼稚園、小学校、中学校等の掲示物はペアレント・トレーニングを必須として、家族向けに啓蒙活動の強化。また、障害受容できない親御さんにはチームアプローチができるような環境を作る。保護者支援の必要性の研修の実施。	
5	寺田	1 保護者及び家族に対する支援の充実	先輩の親御さんのお話を身近な地域で聞ける機会を作る。相談事業所を上手に使えるような助言等。	
6	中野	1 保護者及び家族に対する支援の充実	厳しい状況にある家庭(保護者)については、専門家が家庭に深くに介入していく必要があると思います。その為にも、専門性の高い地域支援マネージャーの増員が必要。	

7	坂上	1 保護者及び家族に対する支援の充実	小学校においては、通級指導教室に通う児童の保護者に対し、保護者支援を行っています。 保護者支援を受け、保護者が障害を受容し、子どもへの対応が変わったことで、子ども自身も変わることがあります。→「保護者が障害特性の理解を重ねて」へ。「子ども自身が変わることができる」と言い切れるとは思えません。	
8	坂上	1 保護者及び家族に対する支援の充実	学校における保護者支援の充実 小学校の通級指導教室において行っている保護者支援について、その手法を通級指導教室の教員だけでなく、在籍校でも取り入れていくことができるよう、検討が必要です。 →あると良いと思いますが、在籍校での実施は学区＝生活圏のために、細やかな配慮が必要になると思います。	
9	坂上	1 保護者及び家族に対する支援の充実	親自身の育ち＝環境・背景が、子育てに大きく関わっていると思います。 また第1子が障害児であれば、初めての子育てに戸惑うことは大いに予測されます。そういった親の背景加え、個人差が大きい情報収集力・相談力・実行力や求めない・求められない・求めているが動けないなど、色々な状況まで十分にアセスメントする必要はあると思います。	
10	安藤	1 保護者及び家族に対する支援の充実	○学校における保護者支援 通級指導教室で行われている保護者指導のことに限定された記述 ⇒発達障害がある児童生徒全体を俯瞰した記述が必要 ⇒例えば、小・中学校における保護者支援は、特別支援教育コーディネーター（小学校では児童支援専任兼務）をキーパーソンとし、チーム学校としての全校的な支援体制のもと、とりまわっている、など ■学校における保護者支援の充実 上記と同様	・用語「通級指導教室に通う」⇒「通級指導教室を利用する」
11	西尾	1 保護者及び家族に対する支援の充実	(2)四つ目の■→文章再考必要ではないか？ ・・本人が成人した後の配偶者等への支援を視野に入れた・・は飛躍しすぎではないか。もしその部分を載せるなら、別項目で整理した方がよい。	
12	平田	1 保護者及び家族に対する支援の充実	発達障害児、特に長時間の療育を事業所で行うことが難しい未就学児に関しては、日ごろ接している保護者への支援が児童の発達に有効であると考えられます。 →「幼児・児童」の表現が適切かと考えます。	
13	平田	1 保護者及び家族に対する支援の充実	○ きょうだい児への支援や、成人後の配偶者を含めた、家族全体の支援 地域療育センター等の社会資源により実施される未就学児から小学校低学年までの保護者支援と比較し、小学校高学年以降の家族への支援が量的に少ない状況にあります。 →横浜市の場合には「地域療育センター」の表現がマッチするのですが、児童福祉法では「児童発達支援センター」になります。何か工夫が必要でしょうか。	

14	高木	1 保護者及び家族に対する支援の充実	P6の真ん中あたり ○きょうだい児への支援・・・ また、本人・保護者への支援を行うにあたって・・・の広い視点については、 追記もご検討ください。	きょうだい児への影響、本人の生活環境で求められること、 協力できる周囲の人(家族以外の理解者や支援者)の存在など、 より広い視点からの支援が求められています。
----	----	--------------------	---	---

「6大項目・15小項目に対する取組について」に対する意見シート

★【大項目Ⅲ】支援機関の連携と役割分担

	委員名 (敬称略)	小項目	意見等	修正文案(可能であればご記入ください)
1	小川	1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応	(2)イ後段「身近な相談者」の中には・(保育所・幼稚園・)に警察をいれたらどうか？触法等への対応。	
2	小川	1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応	(2)ウ後段「また、」以降で、知的障害を主たる対象としてきた従来の対応機関における高機能群への特化した専門性の不足を指摘し、故により専門性の高い支援機関によるバックアップの必要性を述べてみては。	
3	寺田	1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ■横浜市における発達障害の相談事業所の役割分担の記載された印刷物の配布と掲示。 ■インターネットを使っても同様の情報が得られる環境整備を作る。 ■また、本人の身近な相談者が専門の相談機関に繋げる知識を持つことが必要だと思います。 	
4	中野	1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応	厳しい状況にある家庭(保護者)については、専門家が家庭に深くに介入していく必要があると思います。その為にも、地域支援マネジャーの増員が必要	
5	坂上	1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応	【(※)要因として考えられることの一例】→親自身の育ちや背景、置かれた環境にも目を配り、状況に合わせた支援が必要ではないでしょうか？	
6	西尾	1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応	(1)第三期障害者プランで行ってきた事業について明記しておくのがよいのでは？	加筆 ○平成25年度に発達障害検討委員会から横浜市に提言が行われ、成人期の相談支援体制について地域で受け止める体制構築を図るための事業を展開しました。

7	平田	1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応	○ その中で本人が、障害特性に関する理解や合理的配慮を得られず、困り感や生きづらさを抱えている場合があります。 →「合理的配慮」がここで初めて出てきますが、キーワードとして前段早い段階で出てきた方が好ましいかと考えます。	
8	高木	1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応	P8一例の一覧の部分追加として・・・右記の場合があります。かなり多いです。	● 本人の特性として、他者に相談をして解決することの意味に気づいていない場合、あるいは相談してうまくいかなかった経験から他者に相談をして解決することに意味がないと考えている場合が多くみられます。
9	高木	1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応	0次支援・・・初めて目にした文言です。 一般的に定義されているものなののでしょうか？ この項目は、全体に吟味していただきたいです。	こういう支援機関が「身近な相談者」になる場合、きちんとした人材育成をしないと危険なことも想定されます。 発達障害への理解が不十分な人の親切な支援は、本人や家族を傷つけることがとても多いのです。
10	小川	2 ライフステージを通じた、切れ目のない支援を行うための、コーディネーター機能の強化	(1)「○ライフステージの変化に・・・」の2段落目、個人情報との兼ね合いは非常にデリケートである故に、現状認識としては「・・・場合もある」ではなく、「困難な場合が少なくない」としては。	
11	小川	2 ライフステージを通じた、切れ目のない支援を行うための、コーディネーター機能の強化	(2)各項共通して、引き継ぎを希望しない保護者が少なからず存在することを踏まえ、情報の引き継ぎが関係機関側の自己都合に陥らないよう、個人情報保護の観点からは留意事項として書き込むべきでは。	
12	池田	2 ライフステージを通じた、切れ目のない支援を行うための、コーディネーター機能の強化	「接続期のみのかかわりだけではなく、その後も継続的な支援を展開できる体制の構築」とあるが、もとのステージの支援者が次のステージの支援機関につないだ後にも継続可能な体制を構築するという意味であるなら、ケース数が雪だるま式に増えるので現実的でない。さらに弊害として、引継ぎがおざなりになったり、責任があいまいになったりする。しっかりつながったら原則は終結した方がよい。受け取った側が責任をもって継続していくことが大切。	
13	寺田	2 ライフステージを通じた、切れ目のない支援を行うための、コーディネーター機能の強化	特別支援教育コーディネーターの機能強化の他、発達障害マネジャーの増員と方面別の配置。どの地域においても同様のサービスが受けられる事が前提とする。	

14	坂上	2 ライフステージを通じた、切れ目のない支援を行うための、コーディネーター機能の強化	学齢期であれば学校の特別支援教育コーディネーターが対象になりますが、学校を卒業した後の主となるコーディネーターはどこになるのでしょうか？後見的支援や就労支援センター・地活のケースワーカーなど、対象機関を入れて欲しい。
15	安藤	2 ライフステージを通じた、切れ目のない支援を行うための、コーディネーター機能の強化	■特別支援教育コーディネーターの機能の強化 小学校の特別支援教育コーディネーターは児童支援専任と兼務、など他都市には見られない横浜独自の取組を記述すべき
16	平田	2 ライフステージを通じた、切れ目のない支援を行うための、コーディネーター機能の強化	■ 接続期における、「のりしろ」を捉えた連携 ライフステージの接続期において、ステージが変化する少し前の段階から、本人・家族と支援機関、あるいは支援機関同士が顔の見える関係を構築し、次のステージに向けた準備を行っていくことが重要です。 →適切な表現かと考えます。
17	平田	2 ライフステージを通じた、切れ目のない支援を行うための、コーディネーター機能の強化	※ 特別支援教育コーディネーターとは、特別支援教育推進のため、各学校において、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員で、校長から指名された者です。 この特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育に関する養成講座を受講しています。 →「任命」が適切かと考えます。
18	小川	3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充	(1)最初の○後段「一方で、発達障害の診断に対応できる医療機関の数は・・・」ここは医療機関の数ではなく、専門医の不足を言うべきでは。医療機関の数の不足であれば、予算措置をして数を増やせばいいという理屈になりがち。あくまでも不足しているのは専門医であることを記すべきでは。
19	寺田	3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充	福祉と医療の連携の在り方や、医療がすべてではないことを家族や本人には十分事前に説明しメリットを見据えて利用すべきと考えます。
20	中野	3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充	通い慣れた医療機関から(児童)精神科・地域相談に紹介されるケースが増えると良いと思います。その為には、地域医療を担う、また学校医などに理解啓発が必要。

21	坂上	4 サービス情報提供システムの充実	<p>発達障害は一生続くので、乳児期～老齢期までの支援を必要とします。支援の場も関連する法律も複数あります。支援者が社会資源の情報を網羅することはとても大変ではないでしょうか？介護保険のアセスメントツールのよう に、診断名や困難な状況・特性・居住地などから、予測されるリスクや必要な支援・サービスを一覧で出せるシステムは出来ないのでしょうか？支援者(学校の先生も含む)の技量のばらつきを補うこと、支援情報の偏りを防ぐ、本人 家族への情報提供にも使えると思います。</p>	
22	平田	5 サービス情報提供システムの充実	<p>■ 効果的な情報提供の仕組み(一部再掲) 必要な情報を、適切な時期に届けることができるよう、本人・家族が、手軽に情報を入手できるような、 効果的な情報提供の仕組みについて検討していく必要があります。 その手法の一例として、ICTの活用等を視野に入れていくことも求められます。 → 「ICT」の説明が「参考」として必要でしょう。</p>	

「6大項目・15小項目に対する取組について」に対する意見シート

★【大項目Ⅳ】支援体制の強化・充実

	委員名 (敬称略)	小項目	意見等	修正文案(可能であればご記入ください)
1	小川	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	(1)最初の○後段「このため…」以降、記述が不十分では。	「このため、利用申込みの後、速やかに保護者と面談を行い、地域療育センターの利用を開始できる仕組みへと試行的に転換を図っており、保護者の不安解消などの面で一定の成果を上げています」
2	小川	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	【参考(就学後の支援)】をこの項に入れる必要性が理解できません。さまざまな教育の場を用意している、とのことですが、この項に教育の制度を羅列するという形で「参考」として記載することの意味はなんでしょうか？唐突感が否めません。	
3	小川	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	(2)■地域療育センターの機能の抜本的な見直し 「発達障害を専門的に診断できる医師の不足を補完する福祉的支援の充実」に違和感を感じます。「医師の不足を補完」ではなく、あくまでもニーズや社会状況の変化に対応した見直しであり、医療主体の従来スタイルからの脱皮を表現すべきと考えます	「従来の医療前置から、総合性をより発揮するための福祉的支援の充実」
4	小川	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	(2)■地域療育センターの機能の抜本的な見直し もう一項目、療育センターの専門性を特に関係機関、民間児童発達支援事業所等との連携の中で活かすための、総合評価機能とそれに基づくプランニング機能を入れたいと思いますが、いかがでしょう。	「発達障害に対する総合評価機能とそれに基づくプランニング機能の強化」
5	小川	2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化	(※)横浜型センター的機能、説明文中下から2行目 「…、先生方に対して、…」こうした行政文中に「先生方」という記述は不適切では。	「…、教員に対して、…」
6	小川	2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化	(2)二つ目の■最初の段落最終行 「…、児童生徒の発達支援に有効です」の「発達」の使い方。 理由は大項目Ⅱ1に記載した通り。	「…、児童生徒の支援に有効です」

7	小川	3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上	(1)○学齢後期障害児支援事業の体制 3行目、5行目 「・・・診療・相談の件数ともに・・・」の部分ですが、1行目では「相談、診療等の場を・・・」と記しています。些細な点ですが、診療⇒医療を強化しないためにも、1行目と同様の順番にしましょう。	「・・・、相談・診療の件数ともに・・・」
8	寺田	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	地域療育センターは、地域の事業所に対してアウトリーチできる体制を新たに構築する必要があると思います。地域の保育園や幼稚園においても同様のサービスを受けられるようにする事が必要だと思います。(相談体制、個別療育、家族支援等)	
9	寺田	2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化	学校と福祉の橋渡しは、児童専任や当区別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカーの職務の明確化と、連携の仕組み作りを提示し実践する事が必要だと思います。	
10	寺田	3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上	高校から大学に進学、または就職する人たちに対して、混乱しないように事前に近い将来に困らないような環境を見る機会、自身の動きのシュミレーション、求められる力等が理解できるような場所を設ける事が必要だと思います。	
11	中野	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	ASの方をASDIにしない(個性を障害にしない)、という視点を保護者・支援者に知ってもらいたい。これだけ発達障害のことが知られるようになって、療育支援センターにコンタクトを取る人が増えたのは、当然で、これからも増えるのではない当然のこと。閉塞感の強くなっている社会だからこそ、初診を受けた人の不安を和らげる支援の継続が必要。	
12	中野	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	ASの方をASDIにしない(個性を障害にしない)、という視点を保護者・支援者に知ってもらいたい。これだけ発達障害のことが知られるようになって、療育支援センターにコンタクトを取る人が増えたのは、当然で、これからも増えるのではない当然のこと。閉塞感の強くなっている社会だからこそ、初診を受けた人の不安を和らげる支援の継続が必要。	
13	坂上	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	核家族化・SNS上で見るアウェイ育児・スマホなど、親子を取り巻く環境の変化と発達障害の認知度の上昇も増加の要因にあると思います。乳幼児～小学校低学年までは、グレーゾーンを含めた対象児が最低6～7%・多く見れば3割はいる前提で職員の配置は出来ないでしょうか？量・質ともに充実を求めます。	

14	坂上	2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化	現状、中学は特に遅れていると思います。背後には高校進学を控えた評価(内申)も影響していないでしょうか？テストでの合理的配慮など。	
15	坂上	3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上	中学・高校等での支援の充実が先ずは必要です。ドロップアウトを予防する対策とセットで行ってほしい。	
16	安藤	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	「特別支援教室」 基本的には一般学級在籍児童生徒を対象としており、個別支援学級在籍児童生徒は対象外 「教科学習」が行われているのか確認が必要	
17	安藤	2 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	「通級指導教室」 「協働型巡回指導」はモデル校のみではないか	
18	安藤	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	「個別支援学級」 横浜では、「知的」「自閉・情緒」「弱視」の3学級種 個別の指導計画の作成を記述すべき	
19	西尾	3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上	I-4で記載した内容と同様	I-4で記載した内容と同様
20	平田	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	○ 発達障害児の増加に伴い、 <u>地域療育センター</u> の利用希望者は10年前の1.9倍となっており、発達障害を専門的に診断できる医師も不足していることから、「医師の診断を経て利用が開始される」 <u>地域療育センター</u> の従来の仕組みでは、十分な支援が困難となっています。 このため、利用申込みの後、速やかに保護者と面談を行い、 <u>地域療育センター</u> の利用を開始できる仕組みとしています。 → 前掲	

21	平田	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	○ 保育所や幼稚園で、発達障害児やその疑いのある児童が増加しており、研修などにより発達障害について学んでいるものの、園によってはその対応に苦慮しています。 → 「可能性」がよろしいかと考えます。	
22	平田	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	□ 特別支援教室 → 特別支援教室の特徴は、児童生徒が動くから、教師が動くことですから、この点が表記に含まれることが望ましいと考えます。	
23	平田	2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化	(※)横浜型センター的機能 「横浜型センター的機能」とは、(中略)小中学校等からの要請に基づいて、先生方に対して、必要な助言や援助を行っています。 → 「教師」「教員」?	
24	平田	3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上	○ 高等学校への進学後の支援 (略)令和2年度からは、横浜市内においてもインクルーシブ教育実践推進校(城郷高等学校、霧が丘高等学校、上矢部高等学校)、他校通級(横浜修悠館)が開始されます。 → 発達障害の生徒が含まれていましたでしょうか？私の理解では、知的障害の生徒であったかと…	
25	高木	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	通級指導教室の説明が少し不十分だと思います。	令和元年度からは、一部の小学校の情緒障害通級指導教室において、通級指導教室担当教員による巡回指導を在籍校で受ける「協働型巡回指導」を開始しています。
26	高木	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	個別支援学級の説明が不十分だと思います。	学校教育法第81条の「特別支援学級」を、横浜では「個別支援学級」と称しています。この規定に基づき、「知的障害」「情緒障害・自閉症」「弱視」、それぞれに学級を設置し、「児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、身につけさせたい資質・能力を明確にし、障害種別に目標、学習内容を設定し、指導、支援をしています。
27	高木	1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充	具体的な内容がないためわかりにくいです。	このために、地域療育センターなどの専門機関による関係機関支援の充実が求められています。幼稚園・保育所での研修体制を充実させるために、専門的知識や実践力のある支援者を交えて、定期的に事例検討会などを実施し、それを研修会の場で公開し共有化を図ることも必要です。

28	高木	3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上	<p>■ 特別支援教育コーディネーターの機能の強化とスクールソーシャルワーカーの支援の充実 表現が不適切かと思えます。</p>	<p>■ 特別支援教育コーディネーターの機能の強化とスクールソーシャルワーカーとの連携の充実</p>
29	高木	3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上	<p>他校通級(横浜修悠館)が開始されます。 表記を修正します。</p>	<p>他校通級校(横浜修悠館高等学校)が開始されます。</p>
30	高木	3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上	<p>■ 高等学校への進学後の支援 …また、神奈川県インクルーシブ教育の推進状況も踏まえ、市立や県立の高等学校と支援機関との連携が必要です。 表現を修正します。</p>	<p>■ 高等学校への進学後の支援 …また、神奈川県インクルーシブ教育実践推進校の推進状況も踏まえ、市立、県立や私立の高等学校と支援機関との連携が必要です。</p>
31	高木	3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上	<p>■ 社会参加に向けた準備のための支援(再掲)※ I-4参照 成人期に至る前から、本人の自己理解を深め、社会に出た後の立場の変化等を学び、必要なソーシャルスキルを身につけるための支援が必要です。 キャリア発達の考え方を盛り込みたいです。</p>	<p>■ 社会参加に向けた準備のための支援(再掲)※ I-4参照 成人期に至る前から、本人の自己理解を深め、また自らのキャリア発達に即したソーシャルスキルを身につけるための支援が必要です。</p>

「6大項目・15小項目に対する取組について」に対する意見シート

★【大項目V】人材育成

	委員名 (敬称略)	小項目	意見等	修正文案(可能であればご記入ください)
1	小川	0 その他	(2)の各項目については問題ないと思いますが、あらためて、高機能発達障害に特化した支援に係る人材育成として、従来の知的障害児・者支援の延長線では適切な人材育成ができないことを記述してはいかがでしょうか。	
2	池田	1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成	誤字。(2)のウの3行目、「ア」ではなく「イ」だと思います。	
3	池田	1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成	「OJTの場面におけるスーパービジョン」と「アウトリーチを伴うコンサルテーション」が、どのようなことを指しているのかよくわからない。	
4	寺田	1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成	発達障害の特性、個別アセスメント(成育歴、家族歴)、面談力、本人とのコミュニケーション等を含めた総合的な力量をアップできるような研修体制の実施。	
5	中野	1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成	大阪市だったと思いますが、行政(教育委員会)が中心となり、支援者向けのトレーニングセミナーを主催しています。横浜でも神奈川県自閉症協会が主催しておりますが、グローバルな視点と知識を盛り込んだ座学と実践形式の講座を継続的に行うべきだと思います。	
6	坂上	1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成	Ⅲ-2と同じ 支援者の養成と質の向上のためのツールの活用・開発	

7	坂上	1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成	<p>ア 発達障害の特性に配慮したコミュニケーション力 (略)こうした人たちに安心感を与えられるような、障害特性に配慮したコミュニケーション(例えば、曖昧さを苦手とする人に対し、簡潔で分かりやすい表現を用いる/聴覚情報処理の苦手な人に対し、視覚的な情報を用いて伝える等)を図る力が必要です。</p> <p>→ 文章中に「視覚優位」という表現が入ると望ましいかと考えます。</p>	
8	平田	1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成	<p>■ 個別性に着目した支援力養成と、スーパーバイズ機能の拡充 (略)こうした支援力の養成のためには、OJTの場面におけるスーパービジョンや、専門性の高い支援機関による、アウトリーチを伴うコンサルテーション等の、実践的なスーパーバイズ機能が重要であり、その拡充が求められます。</p> <p>→ 説明が必要ですね。</p>	
9	高木	1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成	<p>こうした支援力の養成のためには、OJTの場面におけるスーパービジョンや、専門性の高い支援機関によるアウトリーチを伴うコンサルテーション等の、実践的なスーパーバイズ機能が重要であり、その拡充が求められます。 具体性がなく、理解しにくいです。</p>	<p>誰が、どこで、何をするのでしょうか？</p>

「6大項目・15小項目に対する取組について」に対する意見シート

★【大項目VI】 障害理解の促進・普及啓発

	委員名 (敬称略)	小項目	意見等	修正文案(可能であればご記入ください)
1	池田	1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成	文言の修正が必要かどうかはわからないが、「障害特性の「強み」に着目したメッセージの発信」の項について、強み強調するとそればかりがひとり歩きして、発達障害者には全員突出した才能があるかのように受け止められる懸念を感じた。発達障害者にも健常者と同じように強みも弱みもあるので、誤解が生まれないようなニュートラルなメッセージを発信していくのがよいと感じる。	
2	池田	1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成	「社会全体が、あらゆる場面において、本人への「合理的配慮」を個別に検討し、実践していく必要がある」とあるが、「あらゆる場面」というのは現実的ではないし、社会側の負担が大きすぎて過剰な印象を受ける。	「あらゆる場面において」を削除
3	寺田	1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成	人権研修学生のうちから、社会人になっても必須研修にしてほしいです。多様な人たちが多様な価値観を持って一緒に学んだり、働くことができる社会の実現が求められます。	
4	中野	1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成	4月2日の世界自閉症啓発デーについての取り組みですが、福祉の先進の横浜市ですが、東京、川崎よりも消極的です。行政窓口対応者の理解啓発も更に進め、行政がイニシアチブを取り、区単位でもライトアップイベントを開催してください。	
5	坂上	1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成	あまりポジティブなメッセージばかりも困ります。当事者のほとんどは天才タイプではなく、得意なことでもどうにか人並み、なのではないでしょうか？	
6	安藤	1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成	「合理的配慮」の前提として「基礎的環境整備」を記述すべき	

7	高木	1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成	横浜市においても、「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害者週間」に合わせたイベントを毎年実施しています(市内のランドマークとなる建物のブルーライトアップ、講演会の実施等)。こうした取組を継続的に実施するとともに、その内容を充実させていくことが求められます。関係者だけが知る機会となっているので、一般社会に啓発する施策が必要だと思います。(あらゆる集会などで、NHKの啓発画像を流すなど)	
8	池田	2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進	教育機関や企業に対して発達障害に対する理解を促進するという主旨だが、本来的には発達障害だけ特別に理解促進をすべきなのではなく、多様性尊重やインクルージョンこそが大切だと思う。現在の文章だと、発達障害が特に理解や配慮を必要とするかのような印象を受ける。本来的に大切なことについても提示できるとよいのではないかと。	
9	寺田	2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小学校から高校までの期間は、特に「発達障害の理解と合理的配慮」には誤解のないように複数回研修の時期が必要だと思います。 ■ 就労の場面では、在学中より、会社訪問する中で会社の様子を事前に本人が理解していくことが求められます。特に会社が求めるスキルと、本人のスキルの差があればミスマッチングになることは分かっているので、本人の特性や得意分野を理解してもらうことが必要だと思います。 	
10	中野	2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進	教育の場において、人間、みんな凸凹があって、そういう人がいるからこそ、世の中が成り立っていることを知る場が必要。パフハラにも繋がりがやすい一人の教員が黒板の前に立っているという授業ではなく、先に学習が進んでいる生徒が、(学習が遅れている、特別な教育的ニーズのある)人に教えることが、学習の進んでいる生徒にとっても、とても有意義(学習の定着)であるという体験をさせる必要がある。そして、それを保護者達にも知ってもらえるような機会を持つことが大事。もちろん、これには、現状のクラスの生徒数は多すぎ。	
11	坂上	2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進	その上で、「得意なこと」を生かすとともに、「苦手なこと」に対しては、本人のソーシャルスキルを高める取組を行い、教育機関・企業等が合理的配慮や工夫を提供することで、生活や仕事上のつまずきを減らすことが可能です。→「苦手なこと」に対しては、教育機関・企業等が合理的配慮や工夫を提供しやすい生活や仕事上のつまずきを減らす中で、本人には最低限のソーシャルスキやライフスキルを高める取組を行う。とか。	
12	坂上	2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> □ 小学校・中学校・高等学校 発達段階に応じた、障害理解促進のための取組が求められます。また教員にとっては、児童生徒を「発達障害では」とラベリングするのではなく、「このような特徴がある子ども」という理解で接することが必要です。発達障害に気づき、適切な対応ができるようになるためには、座学に加え、教育の現場での学びが求められます。→特別支援教育教員免許及び特別支援教育士の保有者(率)まで踏み込んでほしい。	

「6大項目・15小項目に対する取り組みについて」に対する意見シート

★ 【その他】全体を通しての意見等がございましたらご記入ください。

委員名 (敬称略)	意見等	修正文案(可能であればご記入ください)
1 池田	全体的に、発達障害者は十分に理解され、配慮され、力を発揮しなければならない、といった「ねばならない」印象を受けた。もちろん発達障害に対する理解や配慮は絶対に必要だが、発達障害者にも弱者的でない側面は多くあるし、配慮されたくないこともたくさんある。発達障害者も他の障害者や健常者と変わらない個人である、という前提が存在していることを知らずに読むと、誤った印象を与えてしまう懸念を感じた。	
2 坂上	全体に「発揮する」「社会参加を促進する」などの表現が多いように感じました。他者や社会との距離感はひとそれぞれ。社会参加＝就労ばかりではないと思います。本人らしい生活＝人生が送れることを願います。	
3 坂上	先日横浜で行われたLD学会でのこと。「障害児・者にSSTより、周囲にSSTをした方が効果的ではないか？」との支援者の発言。元養護学校の先生より「ソーシャルスキルよりライフスキル」とアドバイスも受けます。発達障害児・者にとってソーシャルスキルはもともと苦手で習得しにくいスキルではないでしょうか？	
4 坂上	発達障害者への支援の充実を願いますが、その一方で通常の・一般の在り方との差(コントラスト)が付きすぎることも気になります。発達障害がスペクトラムであるように、支援も同じように <u>なだらかに重層的</u> であって欲しい、例えば社会は多様に・子どもの教育は普通に手厚く・就労でもブラックがなくなるように。	
5 安藤	「発達障害」の範囲が広すぎてターゲットが絞り込まれていないと感じます。この答申でいう「発達障害」の定義づけを明示すべきかと思います。	
6 安藤	特別支援教育制度についての記述に不正確な部分が散見されます。国としての制度、横浜としての運用の実態を正確に把握する必要があると思います。所管課のチェックを受けた上で公にすべきかと思います。	
7 西尾	各項目によって、整理の仕方に整合性がみられない。特に現状と課題については、領域別(福祉と教育のサービス内容の描写等)の格差が見受けられる。	
8 西尾	文言の統一性をはかる必要があるのではないかと。例えば、「得意なこと」「苦手なこと」を別の文章では「強み」「弱み」と表現しているが、文脈によっては使い分けなのか・がわかりづらい。キーワードになる文言は、注釈を添えたうえで、統一感のもてる使い方をした方が理解しやすい。	

第 1 章 検討の前提

- 1-1 国の取組
- 1-2 横浜市の取組
- 1-3 平成 30 年度 横浜市発達障害検討委員会の取組

- 国・市の動向や方針
- 各種計画・プラン等における目標設定
- 発達障害検討委員会の取組状況 等

第 2 章 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性（平成 30 年度報告書より）

- 2-1 留意すべき視点（① 役割分担と連携、② 気づきの促進と未来に繋がる支援【R & B】）
- 2-2 再構築に係る方向性（6 大項目・15 小項目）
- 2-3 喫緊に取り組むべき課題

平成 30 年度の報告書内容の
振り返り（再確認）

今回の議論対象となる部分（資料 3）

第 3 章 具体的な施策の展開について

1～4 ページ

1 総論

- 3-1 「発達障害」の定義と、本答申における対象児・者について
 - 「発達障害」の定義と、本答申の対象児・者について確認。
- 3-2 前提となる考え方
 - 具体的な施策の展開を述べるにあたり、その前提となる考え方を示す。
- 3-3 本答申の構成について
 - 昨年度の報告書における 6 大項目・15 小項目を再掲し、本答申の構成について説明。

5～28 ページ

2 各論

- 3-4 6 大項目・15 小項目に関する視点
 - 6 大項目・15 小項目のそれぞれに関する、「(1) 現状と課題」「(2) 求められること」を記載。

第 4 章 おわりに（全体総括）

第3章 具体的な施策の展開について

3-1 「発達障害」の定義と、本答申における対象児・者について

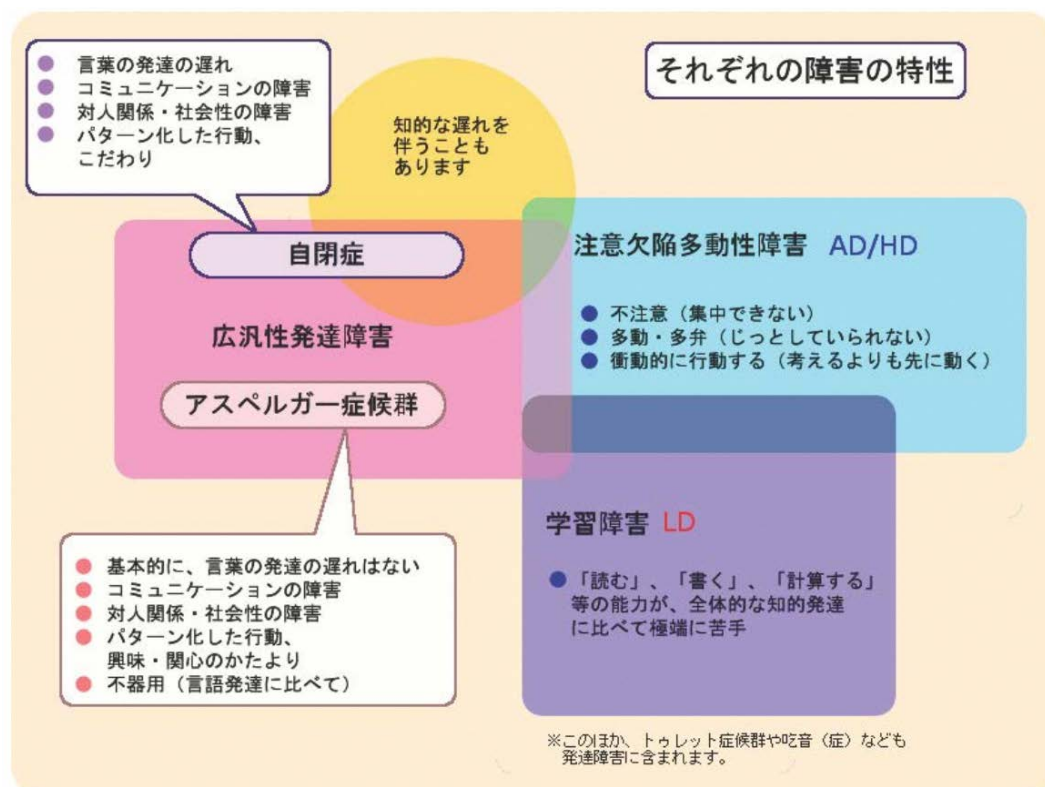
■ 「発達障害」の定義

発達障害支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であり、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義しています。

※ また同法では、「発達障害者」について、「発達障害者支援法において、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と定義しています。

【参考図】主な発達障害の特性

※ 発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）ウェブサイト「発達障害を理解する」より引用



- ✓ 発達障害者支援法で定義される「発達障害」には、知的な遅れを伴うことも伴わないこともあります。
- ✓ 障害の特性は人によって様々で、複数の障害が重なって現れることもあります。また、発達段階や生活環境等によっても状態像は異なります。

■ 本答申における対象児・者

本答申ではこのうち、対象を「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」と定めます。

3-2 前提となる考え方

ここでは、対象児・者への具体的な施策の展開について検討するにあたり、前提となる考え方について示します。

■ 対象児・者の特性と生きづらさ

発達障害の特性の一つとして、認知構造や発達の仕方が定型発達と異なっており、それゆえに「得意なこと」と「苦手なこと」の差が大きいという点が挙げられます。

こうした特性から、社会生活を送る中で「集中力が続かない」「急な予定変更への対応が苦手」「コミュニケーションが苦手」等の生きづらさが生じることが珍しくありません。

このような生きづらさから、社会の中でつまずき、ストレスや自己肯定感の低下を招き、抑うつ症状やひきこもり等の二次障害を引き起こすこともあります。

しかし、特に今回の対象児・者は、知的な遅れを伴わない、あるいは伴う場合でも軽度であり、その特性が見た目では分かりにくいことが特徴です。それゆえに、本人の困り感や生きづらさが見過ごされたり、「本人の努力が足りない」等と誤解されたりしがちです。

■ 社会構造の変化と生きづらさの増大

また現代の日本社会は、対象児・者の生きづらさが一層生じやすい環境であると考えられます。

現代社会では、産業構造が第三次産業中心になり、高いコミュニケーション能力等を求められることが多くなりました。

また、効率性が重視されるようになり、多くの情報を短時間で処理することが求められるようになりました。

発達障害児・者は、その特性上、これらを苦手とすることもあるため、社会の中で生きづらさが生じやすくなっています。その結果、社会参加の機会が十分に保障されなかったり、持てる力を活かせなかったりすることがあります。

また現代の日本社会は、一人ひとりの個性に合わせる余裕がなくなり、画一性が求められ、多数派のルールで社会規範が作られていることが多いと言えます。

このため発達障害児・者は、少数派になりがちであり、その価値観が、社会の中で十分に尊重されない場合があります。

このように、社会構造が変化する中で、発達障害の要因が、本人の生活の質や精神状態に影響を及ぼしやすくなったと言えます。

■ インクルーシブな社会の実現に向けて

そのため、本人の生きづらさを解消するためには、本人や家族への支援と並んで、社会全体の意識のあり方に働きかけることが重要です。

認知構造や発達の仕方の違いは、誰もがそれぞれに有しているものです。「自閉症スペクトラム」という言葉に表されるように、明確に線引きできるものではなく、連続性を持っています。

「個性を障害にしない」ために、社会の中で、人それぞれに独自の個性や価値観を持っていることが自然に受け入れられ、多様性が尊重されることが求められます。

そして、「少数派」の意見や価値観を大切にすることで、誰もが参加可能な地域社会を目指していくことが重要と言えます。

こうした考え方を前提とし、対象児・者への具体的な施策の展開が検討されることを期待し、以降で、今後の施策展開のヒントとなる視点を述べていきます。

3-3 本答申の構成について

本答申では、横浜市が今後の施策を展開するにあたり考慮すべきことを、「2-1 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性」に掲げた6大項目・15小項目ごとにまとめて示します。

【再掲】 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性（平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書より）

I 本人への支援
<ul style="list-style-type: none"> 1 本人がその人らしく生きるための支援の充実 2 当事者の居場所の充実 3 二次障害(引きこもり等)への対応力向上 4 成人期の課題に対する、本人支援の充実
II 保護者及び家族への支援
<ul style="list-style-type: none"> 1 保護者及び家族への支援の充実 【喫緊】
III 支援機関の連携と役割分担
<ul style="list-style-type: none"> 1 支援機関の役割分担の明確化による、効果的・効率的な対応 【喫緊】 2 ライフステージを通した、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化 【喫緊】 3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充 4 サービス情報提供システムの充実
IV 支援体制の強化・拡充
<ul style="list-style-type: none"> 1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充 【喫緊】 2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化 3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上 【喫緊】
V 人材育成
<ul style="list-style-type: none"> 1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成 【喫緊】
VI 障害理解の促進・普及啓発
<ul style="list-style-type: none"> 1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成 2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進

※【喫緊】は、「2-2 喫緊に取り組むべき課題」に掲げた項目

3-4 6大項目・15小項目に関する視点

【大項目I】本人への支援

● この項目の視点(ポイント)

- ✓ 発達障害児・者の抱える生きづらさを解消し、持てる力を活かすための支援が必要です。
また、多様性を認め合うことができる社会としていく必要があります。

I-1 本人がその人らしく生きるための支援の充実

(1) 現状と課題

- 社会生活の中でつまずいたり否定されたりした経験等により、本人の自己肯定感・自己効力感が低下していたり、十分に育まれていなかったりすることがあります。
- 現代社会の仕組みの中では、画一性が求められることが多く、発達障害児・者が持てる力を活かすことができないことがあります。
- 自己選択、意思決定の場面では、自らが主体的に選択・決定し、表明することが求められますが、発達障害児・者は、情報を整理して意思を形成すること、自分の意思を表出することが苦手な場合があります。

(2) 求められること

■ 自己理解の促進と、自己肯定感の形成

※I-3・4にて一部再掲

本人が、自分の「得意なこと」「苦手なこと」を理解し、肯定的に捉えられるようになることが重要です。このためには、自己肯定感を形成し、持てる力をどのように社会生活に活かしたらよいか学ぶ機会が確保されている必要があります。

■ 本人の持てる力を活かす機会の確保

※I-2・3・4にて再掲

社会の中に、発達障害の特性を踏まえ、本人が主体的に、持てる力を活かすことができる機会や場所が確保されていることが重要です。

そのためには、本人を取り巻く社会の側にも、発達障害の特性を理解し、発達障害児・者も含めた人それぞれの多様性を認め合い、多様な社会参加の仕方を受け入れることができるよう、意識を変えていく必要があります。

■ 本人の自己選択、意思決定に向けた支援

本人が自己選択、意思決定する場面で、情報の整理が難しければ、本人の希望を確認し、気持ちや考えに寄り添って、本人が選択・決定しやすくなるような支援が必要です。

支援にあたっては、本人の特性を総合的に見立てた上で、支援のタイミングや方法などを考える必要があります。

I-2 当事者の居場所の充実

(1) 現状と課題

- 本人が、社会生活の中でつまずいたとき、身近に相談できる人や場所がなく、あるいはその存在を知らず、適切な支援を受けられずに困り事が解決できない状態が続いてしまうことがあります。
- 現代社会の仕組みの中では、画一性が求められることが多く、発達障害児・者が持てる力を活かすことができないことがあります。

(2) 求められること

■ つまずいたときに支えとなる場所

本人が社会生活の中でつまずいたときに、身近な地域の中に、すぐに相談でき、必要に応じて適切な支援が受けられる、精神的な支えとなる人や場所が必要です。

■ 本人の力を活かすことの出来る場所（一部再掲）※I-1・3・4参照

社会の中に、発達障害の特性を踏まえ、本人が主体的に、持てる力を活かすことができる機会や場所が確保されていることが必要です。

I-3 二次障害（ひきこもり等）への対応力向上

(1) 現状と課題

- 本人が、社会生活の中でつまずいたとき、適切な支援を受けられずに困り事を解決できない状態が続くと、社会生活から距離を置いて社会との接点がなくなり、どこにも相談できなくなることがあります。
- 本人が社会生活から離れてしまった場合、その期間が長期化するに連れ、社会生活に戻ることが難しくなります。
- また、社会生活の中でつまずいたり否定された経験等により、本人の自己肯定感・自己効力感が低下していたり、十分に育まれていないことがあります。自己肯定感・自己効力感が十分に育まれずに成長した場合、社会生活の中でつまずきが生じたときの二次障害発生のリスクが高まります。
- 発達障害児・者の家族が、本人への対応に悩みを抱えていても、どこにも相談することができず、困り事を解決できない状態が続いたり、社会的孤立を感じたりすることがあります。

(2) 求められること

■ 社会との接点を失う手前での、支援機関へのつなぎ ※Ⅲ-2にて再掲

本人が社会から距離を置いた時に支援や見守りが途切れないようにするために、本人と社会との

接点がなくなる前に支援機関等につながりをつくっておくことが重要です。

■ 家族への支援

本人への支援と並んで、その家族への支援も重要です。家族に寄り添い、家族の「強み」を捉えながら、継続的に相談を受け、家族とともに、本人の状態や変化を見守る仕組みが求められます。

■ 地域の中で、本人や家族の困り感をキャッチする支援体制

本人や家族がどこにも相談することができず、困り事を解決できない状態が続くことを防ぐため、地域の中に「気付く力」をつけ、困り感をキャッチして支援につなげることができるようになることが望まれます。

➤ 支援機関のアウトリーチによる、本人・家族と地域へのアプローチ

支援機関には、アウトリーチの展開による、本人や家族及び地域への支援が求められます。

支援機関は、その役割やどのような支援が可能か周知し、本人・家族と顔の見える関係を築くとともに、本人・家族が社会との接点を失う前に、「支援の種」を蒔いておくことが重要です。

場合によっては、複数の支援機関が連携・役割分担し、支援を展開することも求められます。

➤ 地域の中で本人を継続的に見守る「目」の形成

本人が困り感を感じているときもそうでないときも、本人や家族に継続的に寄り添い、見守ることができるように、地域全体が見守りの「目」を育てることが必要です。

■ 多様性を認め合い、多様な社会参加ができる社会（一部再掲）※I-1・2・4参照

生きづらさを抱えた発達障害児・者が、少しずつでも社会に参加し、成功体験とともに「安心して失敗する体験※」を重ねることで、自己肯定感を形成することが必要です。また、発達障害児・者が持つ力を活かすことができる、多様な社会参加の仕方が社会に用意されていることが必要です。

そのために、社会の側にも、発達障害の特性を理解し、発達障害児・者も含めた多様性を認め合うことが求められます。

※ 安心して失敗する体験

失敗は悪いことや怒られることではなく、失敗したらまたチャレンジできることを本人が理解し、次に失敗しないように対策を考え試行錯誤することで成長すること。

■ 自己肯定感や自己表現力を身に付けるための支援（一部再掲）※I-1・4参照

本人が、自分の「得意なこと」「苦手なこと」を理解し、自己肯定感を維持するとともに、自分自身の気持ちや考えを適切な言葉や態度で表明できるような支援により、二次障害を防ぐことが必要です。

I-4 成人期の課題に対する、本人支援の充実

(1) 現状と課題

- 成人期においては、例えば就職や親元を離れて自立するなど環境が大きく変わる場合、「社会にスムーズに参加すること」が課題となります。

社会参加に向けた準備には、自己理解を深めること、これまでと新たな生活の違いを具体的にイメージすること、日々の生活上の課題に対応できる力を身に付けることなどが必要です。

発達障害児・者は、これらについて十分に身に付いていない場合が多いため、必要に応じて学ぶ（学び直す）ことが必要です。

また、家族も、本人が社会参加するにあたって必要な情報が把握できていなかったり、本人への関わり方が分からなかったりする場合があるため、支援が必要な場合があります。

- 一方で、社会参加に向けた準備を行う中で画一性が求められ、過度に周囲に合わせようとするあまり、本人が疲弊したり、自己肯定感・自己効力感が低下したりする場合があります。特に、これまでの生活でつまずいたり否定されたりしたことにより、自己肯定感・自己効力感が低下している場合などは、社会参加がより難しいこともあるため、留意が必要です。

(2) 求められること

■ 社会参加に向けた準備の支援 ※IV-3にて再掲

成人期までの間に、本人が自己理解を深め、「社会に出ること」「自立すること」が具体的にどのようなことかを学ぶ（学び直す）機会の提供や、日々の生活上の課題に対応できる力を身に付けるための支援が必要です。

また、家族に対しては、本人が社会参加をするにあたりどのような取組が必要か、本人が社会に出た後に受けられる支援などについて、情報提供することが必要です。

■ 本人の自己肯定感の形成に向けた支援（一部再掲）※I-1・3参照

本人が、自分の「得意なこと」「苦手なこと」を理解し、肯定的に捉えられるようになることが重要です。このためには、自己肯定感を形成し、持てる力をどのように社会生活に活かしたらよいか学ぶ機会が必要です。

■ 多様性を認め合い、多様な社会参加ができる社会（一部再掲）※I-1・2・3参照

生きづらさを抱えた発達障害児・者が、少しずつでも社会に参加し、成功体験とともに「安心して失敗する体験」を重ねることで、自己肯定感を形成することが必要です。また、発達障害児・者が持てる力を活かすことができる、多様な社会参加の仕方が社会に用意されていることが必要です。

そのために、社会の側も、発達障害の特性を理解し、発達障害児・者も含めた多様性を認め合うことが求められます。

【大項目Ⅱ】 保護者及び家族への支援

● この項目の視点(ポイント)

- ✓ 本人だけでなく、保護者や家族も悩みを抱えていたり、社会的孤立を感じていたりすることがあります。そのため、保護者や家族への支援も重要です。

Ⅱ-1 保護者及び家族に対する支援の充実 【喫緊】

(1) 現状と課題

○ 「家庭と教育と福祉の連携※」に基づく取組

平成30年5月に文部科学省及び厚生労働省から発出された通知「教育と福祉の一層の連携等の推進について」において、次の項目に取り組むよう求められています。

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

発達障害児、特に事業所で長時間の療育を行うことが難しい未就学児に関しては、日頃接している保護者への支援が幼児・児童の成長に有効であると考えられます。支援機関において、上記の取組の一部は実施されていますが、市としての取組が十分ではなく、体系的な支援を提供できる体制にあるとはいえません。

○ きょうだい児への支援や、家族全体の支援

小学校高学年以降の児童の保護者への支援は、地域療育センター等の支援機関により実施される未就学児から小学校低学年までの保護者支援と比較して量的に少ない状況にあり、充実が求められています。

また、本人や保護者への支援を行うにあたって、きょうだい児への影響について配慮するなど、より広い視点からの支援が求められています。

青年期、成人期においては、家族からの相談から支援が始まることが多く、家族が見通しの立たない事態に大きな不安を抱えている場合があります。ともすれば、家族全体が孤立することがあるため、家族の相談を継続的に受け止めていく仕組みが必要です。

○ 学校における保護者支援

小学校の通級指導教室では、保護者担当教員により、保護者が指導や学校・家庭生活等に対して相談できる環境があります。しかし、通級指導教室以外では、相談者が相談できる機会や環境が充分整っているとは言えず、相談の機会を求める保護者のニーズに充分対応できていないことが課題です。

（2）求められること

■ 保護者や家族への有効な情報提供の方法についての検討

保護者や家族が、相談をしたりサービスを利用したりするために必要な情報を適時入手できるよう、ICTの活用等も視野に入れた情報提供の方法について改めて検討する必要があります。

■ 保護者への共感的な相談支援の提供

ペアレントメンターを養成する研修の実施等により、保護者が身近な場所で相談を受けることができるような取組が求められます。

■ 保護者や家族が発達障害の特性を踏まえた接し方を学ぶ機会（ペアレント・トレーニング）の提供

ペアレント・トレーニングを実施するファシリテーターを養成する研修の実施等により、保護者が発達障害の特性を踏まえた本人への接し方を学ぶ機会を提供できるようにすることが求められます。

■ 本人の年齢や家族構成に応じた支援の提供

これらの保護者や家族への支援の具体的な実施方法について議論する際は、小学校高学年以降の保護者支援やきょうだい児支援等、家族構成に応じた支援を視野に入れ、多角的な視点から検討を行うことが必要です。

■ 支援者による保護者・家族支援の充実

障害福祉サービス等事業所の支援者には、本人だけでなく、保護者や家族を含めた支援の必要性を理解し、本人を含めた家族が置かれている状況を含めたアセスメント技術を身に付けることが求められます。

また、小中学校においては、保護者と教員が本人の障害特性等について共通理解をもち、適切な対応につなげていけるよう、本人や保護者が必要な時に必要な支援を受けられる保護者支援の体制づくりが必要です。

【大項目Ⅲ】支援機関の連携と役割分担

● この項目の視点(ポイント)

- ✓ 支援機関が、それぞれの強みを生かして役割分担・連携し、効果的な支援を行うことが必要です。

Ⅲ-1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応 【喫緊】

(1) 現状と課題

- 平成 17 年に発達障害者支援法が施行されてから、発達障害児・者に対する支援体制やサービスは重層的に整備されつつあります（次ページの表参考）。一方で、本人や家族が、どの支援機関やサービスを選択すればよいか分からず、それらを十分に活用できていない場合があります。
- 障害児・者を主たる支援対象とする機関だけではなく、障害児・者を主たる支援対象としない機関でも、発達障害児・者（発達障害の可能性のある児・者を含む）が多く見られます。
その中で本人が、発達障害の特性についての理解や合理的配慮を得られず、困り感や生きづらさを抱えている場合があります。
- また本人や家族が、「生きづらい」「困り事を解決できない」状態が生じていても、適切な支援を受けられない場合があります*。

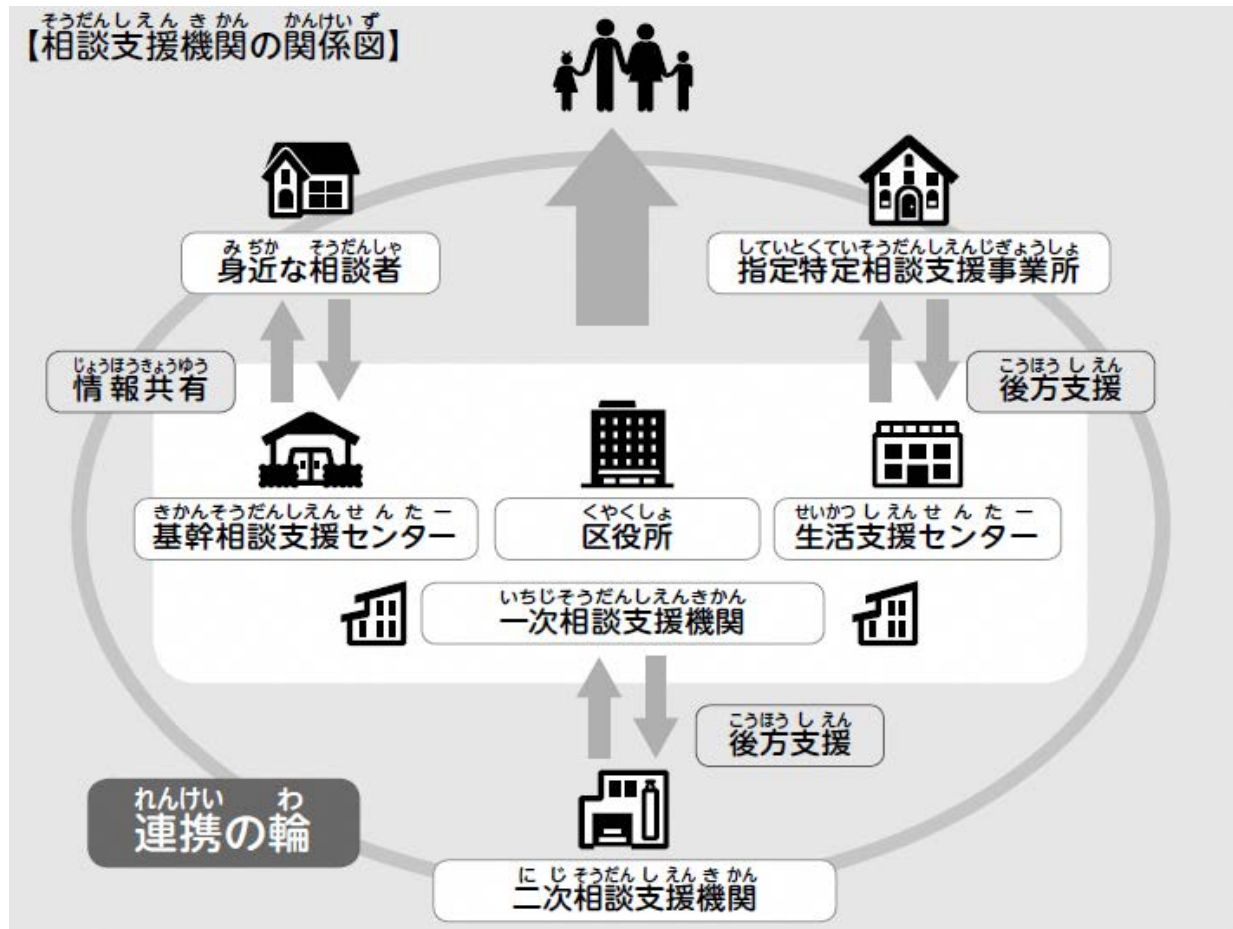
【※適切な支援を受けられない場合の、要因として考えられること】

本人や家族が、

- 発達障害があることに気付いていない。
- 発達障害に起因する困り感や生きづらさに気づいていない。
- 困り感や生きづらさを感じていても、それらを表出するのが苦手である。あるいは、どこに相談すればよいのか分からない。
- 発達障害の特性として、他者や支援機関に相談することの意味に気づいていない、あるいは相談して上手くいかなかった経験から、相談することに意味がないと考えている。
- 障害児・者を主たる支援対象とする機関に相談することに抵抗感があったり、心理的な「敷居の高さ」を感じていたりして、敬遠している。
- 障害福祉サービス等を利用していない、あるいはその利用に抵抗感があるために支援機関とのつながりが乏しい。
- 困り感が生じたときに、表面的な困り事の解決のみに焦点が当たり、根本的な課題が解決できていないにもかかわらず、その後の継続的な相談につながらない。

【横浜市の相談支援機関について】

横浜市健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会事務局「第3期 横浜市障害者プラン改訂版」より抜粋



ぶん 類	やく わり 割	き かん 機 関
みぢか そろだんしゃ 身近な相談者	ひごろ かか なか なにげ 日頃の関わりの中で、何気ない かいわ ぶく かいわ 会話に含まれている相談に きづ ひつよう おう てき そろ 気づき、必要に応じて適した相 だん しえん きかん 談支援機関につなげます。	がっこう しせつ いりわけ きかん きんりんじやうみん さーびすていきけい 学校、施設、医療機関、近隣住民、サービス提供事 ぎやうしゃ ぐるーぷほーむ さまじやう ちいきけあぶらざ 業者、グループホーム、作業所、地域ケアプラザ、 しょうがいしゃ しえんせんたー くしゃがいかくしきやうざかい ちゆうとしょうがい 障害者支援センター、区社会福祉協議会、中途障害 しゃちいきかどうせんたー ぴあそろだんせんたー 者地域活動センター、ピア相談センターなど
していとくていそろだん 指定特定相談 しえんじぎやうしよ 支援事業所	けいかくそろだんしえん りよう かた 計画相談支援を利用する方の しえん ちゆうしん にな 支援の中心を担います。	かくしていとくていそろだんしえんじぎやうしよ 各指定特定相談支援事業所
いちじそろだん 一次相談 しえんきかん 支援機関	ちいき そろだんしえんせんもんきかん 地域の相談支援専門機関とし そろだん う て、どんな相談でも受け止め、 しえん かんが けいかく 支援を考えます。また、計画 そろだん しえん りよう かた 相談支援を利用しない方の しえん ちゆうしん にな 支援の中心を担います。	しょうがいしゃちいきかどうほーむそろだんしえんたんとう せいかつしえんせんた 障害者地域活動ホーム相談支援担当、生活支援センタ ー りやういくせんたー くふくしほけんせんたー じどうそろだんじよ 一、療育センター、区福祉保健センター、児童相談所、 しゅうろうしえんせんたー 就労支援センターなど
にじそろだん 二次相談 しえんきかん 支援機関	せんもんてき こべつてき そろだんおよ じよ 専門的・個別的な相談及び助 げん おん た きかん こと 言を行います。他の機関と異 なり、専門知識を生かして一次 そろだん しえん きかんとう おん しえん 相談支援機関等が行う支援を さばーと サポートします。	しょうがいしゃこうせいそろだんじよ けんこうそろだんせんたー 障害者更生相談所、こころの健康相談センター、 そごうほけんいりやうせんたー そごうりはびりてーしよんせ 総合保健医療センター、総合リハビリテーションセ んたー じやうあいけんいん よこはまりやういくいりわけせんた ンター、十愛病院、横浜療育医療センター、てらん ひろば はな あおばめぞん ぴあ おか はつたつしやうがいしゃ 広場、花みずぎ、青葉メゾン、光の丘、発達障害者 しえんせんたー しょうりやういくそろだんせんたー がくれいこうきほつ 支援センター、小児療育相談センター、学齢後期発 たつそろだんしつ 達相談室くらす

（2）求められること

■ 地域社会全体の、包括的な支援体制の構築

障害児・者を主たる支援対象としない機関による「^{ゼロ}次支援^{*}」も含めた地域社会全体で、包括的な支援体制を構築していくことが必要です。

※ ^{ゼロ}次支援

障害児・者を主たる支援対象としない機関（保育所・幼稚園、学校、就労先、地域ケアプラザ、民生委員・児童委員等）が、身近な地域の中で、一次相談支援機関等の障害児・者を主たる支援対象とする機関につながっていない発達障害児・者やその家族が抱える困り感や生きづらさに気付き受け止め、必要に応じて適切な支援機関につなぐこと。

なお包括的な支援体制の構築にあたっては、次に掲げるものが求められます。

ア 身近な地域^{*}における、気軽に相談できる場所

障害児・者を主たる支援対象とする機関に相談することに、抵抗感や「敷居の高さ」を感じている本人や家族が、身近な地域社会の中で気軽に相談できる場所が存在することが重要です。

こうした環境を作るためには、発達障害児・者を含めた人々の多様性が、地域社会の中で理解・尊重されることが重要です。

さらに、発達障害の特性についても正しく理解されていることが求められます。

※ 身近な地域

ここでは、行政区域や物理的な距離の近さだけではなく、心理的な距離感や親和性、アクセスのしやすさなど、多面的に捉えています。

イ 気づきの視点とつなぐ力の育成

障害児・者を主たる支援対象としない機関は、困り感に気付いていない、あるいは困り感を表出できない本人・家族の、潜在的な生きづらさに早期に気付く力が必要です。

さらに、身近な地域の中で相談を受けたとき、本人・家族に寄り添う視点を持って受け止めるとともに、必要に応じて、適切な支援機関等につないでいく、「^{ゼロ}次支援」を行う役割も求められます。

これらを実現するため、障害児・者を主たる支援対象としない機関には、発達障害の特性を正しく理解するとともに、地域の支援機関やサービスを理解し、それらと本人・家族をつなぐ力を身に付けることが求められます。

ウ 支援者に対する支援の拡充 ※V-1にて一部再掲

「^{ゼロ}次支援」を実践するために、発達障害児・者を主たる支援対象とする機関は、障害児・者を主たる支援対象としない機関等に対する支援を展開していくことが必要です。

また、障害児・者を主たる支援対象とする機関についても、より専門性の高い支援機関によるバックアップが必要です。

Ⅲ-2 ライフステージを通じた、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化【喫緊】

(1) 現状と課題

- ライフステージを通じた切れ目のない支援には、以前の支援機関で把握した支援内容や情報が、次のライフステージでの支援機関に適切に引き継がれることが大切です。
- しかし、ライフステージの変化に伴い支援機関が変わること等により、以前のライフステージにおける支援機関で把握した支援内容や情報が適切に引き継がれなかったり、支援機関の連携がうまくいかなくなったりする場合があります。
- 学校においては、保育所・幼稚園から小学校、中学校、高等学校へのつなぎ役を、特別支援教育コーディネーター*が担っています。また、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で作成される計画による情報共有と引継ぎも行っています。しかし、これらが組織的に行われていないなど、充分ではない状況もあります。

※ 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育推進のため、各学校において、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員。

- 本人に学校や就労先でつまずきが生じた場合、特に、つまずきが原因で学校や就労先を辞めざるを得なかった場合は、学校や就労先を通じて実施していた支援が途切れるだけでなく、本人・家族と社会との接点も途切れ、相談先がなくなることがあります。発達障害の特性ゆえに、または利用への抵抗感から、本人や家族が障害福祉サービス等や相談支援の利用を望まない場合、そのリスクはさらに高まります。
- なお、個人情報保護の観点から、本人や家族の同意がない場合、従前の支援機関で把握している支援内容や情報を引き継ぐことができないことには留意が必要です。また、支援機関の都合による情報共有とならないよう、注意が必要です。

(2) 求められること

■ ライフステージごとの特徴を捉えた、切れ目ない支援

発達障害に起因する困り感や生きづらさが表面化する時期は、人によって異なります。

また、それまでの成長過程で大きな困り感や生きづらさを感じなかった場合でも、ライフステージの変化により、周囲との関わり方が変わる中で、生きづらさに直面する場合があります。

それぞれのライフステージに特徴的な困り事を捉えつつ、切れ目ない支援を行っていくことが重要です。

■ 接続期における、「のりしろ」を捉えた連携

ライフステージが変化しても、切れ目なく支援を行うことが出来る体制の構築が必要です。
そのために、ライフステージが変化する前の段階から、本人・家族と支援機関、あるいは支援機関同士が顔の見える関係を構築し、次のステージに向けた準備を行うことが重要です。

■ 特別支援教育コーディネーターの機能の強化

保育所・幼稚園から高等学校まで切れ目のなく支援を行うためには、特別支援教育コーディネーターの果たす役割は大きく、校内での情報共有や特別支援教育コーディネーターが情報交換しやすい仕組みづくりなどが必要です。特に小学校においては、特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別な支援を要する児童生徒にチームとして対応する組織力を向上し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育の推進をより一層図る必要があります。

■ 所属先を失う手前での、支援機関へのつなぎ（再掲）※1-3参照

つまずきが原因で学校や就労先などを辞めざるを得ないような場合、その手前で必要な支援機関につなぎ、支援や見守りが途切れないような体制を構築することが必要です。

■ 情報を一元的に提供するための仕組み

本人や家族が希望する場合には、それまでの支援内容や情報を蓄積し、新たな支援機関で必要になった場合などに一元的に提供することのできる仕組みが求められています。

その手法の一例として、情報共有のためのツールを作成し、本人と家族、及び支援者間で共有すること等が考えられます。

■ 障害福祉サービス等の利用を望まない層をつなぎ止める仕組み

本人や家族が障害福祉サービス等の利用を望まない場合にも、支援や見守りの網目から漏れてしまわないよう、身近な社会で支える仕組みが必要です。

そのためには、Ⅲ-（1）に記載したように、地域社会全体による、包括的な支援体制が重要となります。

Ⅲ-3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充

（1）現状と課題

- 「発達障害」への関心が高まり、自身や子どもの発達障害を疑うなどして、診断を求めて医療機関の受診希望者が増加しています。
一方で、発達障害を専門的に診断ができる医師の数は、ニーズに対し十分ではありません。
- 適切な支援を見極めるために、医師による診断は重要です。
しかし、社会生活の中でどのような困り感や生きづらさがあるか、その解消に診断をどのように活かしたいか、本人や家族の認識や見通しがないうまま受診に至ると、診断を受けても自己理解が深まらず、その後の支援につながらないことがあります。

（2）求められること

■ 医療につながる前後の、十分なニーズ整理

支援機関等は、医療機関を受診する前に、本人や家族の困り感や生きづらさを整理し、なぜ診断を必要とするのか、診断結果に基づきどのような支援を希望するのかアセスメントを十分行うとともに、それらを本人・家族と共有しておくことが必要です。

【参考】 発達障害における診断とは（「横浜市発達障害検討委員会 平成24・25年度のまとめ」より抜粋）

発達障害における「診断のニーズ」は、医学的な診断だけではなく、なぜ診断を必要としているのかというその手前のことや、診断を受けることによるメリットなどでもある。双方の理解には時間を要するため、そこをある程度相談支援機関が整理をした上で医療機関に繋ぐこと、あるいは、医療機関に来た方を一度相談支援機関に帰して、協力しながら行っていくことなどが、「発達障害の診断」なのではないかと考えられる。

■ 本人の自己理解の促進と、地域社会全体の支援力向上

医療機関での診断がなくても、各支援機関が発達障害に関する支援力を高め適切な支援を行うことで、本人や家族の理解が促進され、困り感や生きづらさを解消できる場合があります。

診断は支援のきっかけの一つであることを認識し、支援機関のみならず地域社会全体の発達障害への支援力を高めることにより、本人の困り感や生きづらさを解消していくことが求められます。

Ⅲ-4 サービス情報提供システムの充実

（1）現状と課題

- 平成17年に発達障害者支援法が施行されてから、発達障害児・者に対する支援体制やサービス等は拡大・重層化しており、ライフステージごとに、多様な選択肢が用意されています。
一方で、本人や家族が、今後のライフステージにおける支援の仕組みやサービス等について把握しきれず、選択・決定に難しさを感じる場合があります。
- また本人や家族が、相談支援機関への相談に抵抗感や心理的な「敷居の高さ」を感じて敬遠する場合があります、その結果、必要な情報を入手できていないことがあります。

（2）求められること

■ 効果的な情報提供の仕組み（一部再掲）

本人や家族が、必要な情報を、適切な時期にかつ手軽に入手できるよう、効果的な情報提供の仕組みについて改めて検討する必要があります。

その手法の一例として、ICTの活用等も視野に入れていくことが求められます。

【大項目Ⅳ】支援体制の強化・充実

● この項目の視点(ポイント)

- ✓ 支援機関の役割分担・連携を図った上で、効果的な支援については、一層の充実を図ることが求められます。

Ⅳ-1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充 【喫緊】

(1) 現状と課題

- 発達障害児の増加に伴い、地域療育センターの利用希望者は10年前の1.9倍となっており、発達障害を専門的に診断できる医師も不足していることから、「医師の診断を経て利用が開始される」従来の仕組みでは、十分な支援が困難となっています。
このため、利用申込みの後、速やかに保護者と面談を行い、ソーシャルワーカーや臨床心理士などの専門職による支援を開始できる仕組みを試し、保護者の不安解消などに一定の成果を上げています。
- 保育所や幼稚園で、発達障害児やその可能性のある児童が増加しており、研修などにより発達障害について学んでいるものの、園によってはその対応に苦慮しています。発達障害があることに保護者等が気づいていない場合は、障害児保育の支援策が利用できず、園の負担が非常に大きい場合もあります。
- 児童発達支援事業所の増加、保育所・幼稚園での障害児の受入の拡大に伴い、これらの機関と地域療育センターなど複数の機関を並行して利用する児童が増加しており、地域療育センターに求められる役割が変化しています。
一方で、発達障害があることに気づいていない、継続的な利用が困難等さまざまな理由から、いずれの支援機関も利用しない児童も増加しており、その支援が課題となっています。

(2) 求められること

■ 地域療育センターの機能の抜本的な見直し

利用希望者の増加やニーズの多様化等に対応できるよう、地域療育センターの機能の抜本的な見直しが求められています。

見直しにあたっては、次の点に考慮する必要があります。

- 医療を前提としない、全専門職が相談機能を担う福祉型支援の充実
- 保育所や幼稚園の並行通園児が利用しやすい集団療育の提供
(多様な集団療育の頻度や内容設定、並行通園先へのアウトリーチによる支援等)
- きょうだい児を含む家族への支援の充実
- 関係機関等の対応力向上につながる支援の充実とそれに対応できる職員の確保・育成
- 地域療育センター未利用児も対象とした、専門性の高い障害児相談支援の充実

※ 地域療育センターでは、これまでもニーズの変化に応じて、学校支援事業や児童発達支援事業など、新たな取り組みを実施しています。しかし、基本的な体制や職員数、設備等は、昭和59年の「障害児地域総合通園施設構想」に基づいています。発達障害児をはじめとする障害児の地域における療育体制の充実に向け、別に述べる学齢後期支援等も含めた、新たな地域療育センター像を構築する必要があります。

■ 保育所や幼稚園における対応力の向上

保育所や幼稚園職員が発達障害への理解を深め、保育・教育の質をさらに高める必要があります。なお、発達障害児への個別対応を行うだけではなく、周囲の子どもを含めた保育全体の質を高めるという視点が必要であり、保育・教育の現場での学びが必要です。

また、進学時には、保育所等と小学校の違いを踏まえた丁寧な移行支援が求められています。

■ 発達障害児に関わる社会全体の理解促進

発達障害児が大幅に増加していることから、障害児支援の専門機関だけでなく、障害児を主たる支援対象としない機関等でも、発達障害への理解を深め、それぞれの専門性の中で適切な配慮を行うことが必要です。

このために、療育センターの専門職による実践的な事例検討や研修など、関係機関支援の充実が求められています。

Ⅳ-2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化

(1) 現状と課題

○ 市立小中学校では、発達障害を含めた特別支援教育の充実に向けて、「横浜型センター的機能※」による学校支援の活用により、子どもの理解、対応方法、個別の教育支援計画等への助言を受け、対象児童生徒が他の児童生徒と同じように学校生活を送れるように支援しています。地域療育センター等による支援の充実もあり、様々な場面で特別支援教育に係る支援を利用しやすくなっていますが、活用方法が全ての学校に浸透しているとは言えません。

※ 横浜型センター的機能

特別支援学校や通級指導教室による支援センター的機能、地域療育センターや学齢後期支援事業を担う機関による学校支援、専門家支援チーム（医師、臨床心理士等）による助言や援助を指します。市立学校における幅広い支援ニーズに対し、教員に対する助言や援助を行っています。

○ 小中学校においては、「特別支援教室」「通級指導教室」など、多様な学びの場を用意していますが、「特別支援教室」については、運営方法や指導内容、指導方法が確立されていないなどの理由から、全ての学校では活用しきれっていません。「通級指導教室」についても、支援を必要とする児童生徒の増加に伴う過大規模化により、十分な指導回数が確保できていません。また、「個別支援学級」においても、児童生徒の障害の状態が多様であるため、個々に応じた指導が充分に行えない状況が

生じています。

※ 特別支援教室

児童生徒が、在籍する学級（一般学級、個別支援学級）を離れて、特別の場で学習するためのスペース。在籍学級において、学習や学校生活を送る上で困難さを抱える児童生徒に対し、「教科指導」、「登校支援」や「自立活動の視点を取り入れた指導」を行うことを目的としています。

※ 通級指導教室

小中学校の一般学級に在籍している弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉症、LD・ADHDなどの障害がある児童生徒のうち、一般学級の学習に概ね参加できる児童生徒に対して、各教科等の指導は主として一般学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態。通常、在籍する小中学校ではなく、通級指導教室のある学校へ通い、指導を受けます。

※ 個別支援学級

学校教育法第81条の規定に基づき、「知的障害」「自閉症・情緒障害」「弱視」それぞれに設置する学級。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、身に付けさせたい資質・能力を明確にし、指導・支援をしています。

- 学校と放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や障害児相談支援などの障害福祉サービス事業所で、互いの制度理解、取組内容の共有等の連携が十分であるとはいえません。

（2）求められること

■ 地域療育センターとの連携

個別支援学級児童生徒数及び通級指導教室利用児童生徒数の増加や多様な障害の状態に対応するために、各児童生徒の状態像を的確に把握することが重要です。このために、地域療育センター等との連携が必要ですが、昨今では「横浜型センター的機能」による支援の充実により、学校が活用できる支援の選択肢が広がっていることから、連携のあり方について、適宜見直すことが必要です。

■ 「横浜型センター的機能」の活用促進と様々な学びの場の活用

一般学級に在籍する発達障害のある児童生徒への適切な支援や、その周囲をとりまく児童生徒の、障害理解・気づき力アップのため、引き続き、「横浜型センター的機能」の活用を促進していくことが求められます。

また、発達障害から引き起こされる二次障害により、不登校になる児童生徒もいることから、特別支援教室を柔軟に活用し、支援の幅を広げていく必要があります。

■ 特別支援教育コーディネーターの機能の強化とスクールソーシャルワーカーとの連携の充実

学校において、教育と福祉の連携強化のために特別支援教育コーディネーターの果たす役割は大きく、その機能の強化を図ることが必要です。また、学校と福祉の橋渡しとなる、スクールソーシ

ャルワーカーによる特別支援教育コーディネーターの支援を充実することが必要です。併せて、それぞれの役割の明確化と連携の仕組みづくりを行い、実践につなげていくことも必要です。

■ 学校と障害福祉サービス等事業所との連携の推進

小中学校では、児童生徒の支援に関する本人や保護者の意向、将来の希望、関係機関等における支援の状況等を記載した「個別の教育支援計画」を作成しています。一方、障害児相談支援事業所では、「障害児支援利用計画」を、障害児通所支援事業では、「個別支援計画」を作成しています。これらの情報を共有し、互いに方向性を確認しながら支援を行うことが必要です。

このため、より一層の教育と福祉の連携推進に向けて、互いの行う支援への理解を深め、連携を強化する取組が必要です。

Ⅳ-3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上 【喫緊】

(1) 現状と課題

○ 学齢後期障害児支援事業の体制

学齢後期の障害児及びその保護者・家族を対象とした専門機関による相談、診療等の場を確保し、思春期における諸問題の解決に向けた支援を行う「学齢後期障害児支援事業」では、相談・診療の件数ともに増加の一途をたどっています。

発達障害児の増加に伴い、地域療育センターの新規利用申込みが増加していることから、今後、学齢後期における相談・診療のニーズも増加していくと予想されるため、体制の強化が課題となっています。

なお、学齢後期障害児支援事業に関するこれらの課題については、既に平成28年2月に当委員会から横浜市に提言を行っており、その後の相談件数の推移からも、課題解決に向け早期に取り組む必要があります。

○ 高等学校への進学後の支援

中学校卒業後は、「自分が支援を必要としている」ということを発信できなかつたり、自分に発達障害があることに気づいていなかったりして、学校生活に悩む生徒もいます。

また、高等学校を中途退学する等で学校との関わりが途切れた後に、支援機関とのつながりが乏しくなり、支援や見守りの目が途切れてしまう場合があります。（Ⅲ-2の再掲）

○ 社会参加に向けた準備

社会参加に向けた準備には、自己理解を深めること、これまでと新たな生活の違いを具体的にイメージすること、日々の生活上の課題に対応できる力を身に付けることなどが必要です。

発達障害児は、これらについて十分に学ぶことができていない場合が多いため、必要に応じて学ぶ（学び直す）ことが必要です。

また、家族も、本人が社会参加するにあたって必要な情報が把握できていなかったり、本人への関わり方が分からなかったりする場合があるため、支援が必要な場合があります。

（2）求められること

■ 学齢後期障害児支援事業の体制強化について

平成28年2月の提言を踏まえ、次の項目に早期に取り組むことが求められます。

- 事業拡大の方法について、早急に検討を開始すること
- 検討を行うにあたっては地域療育センター・発達障害者支援センターとの役割分担について議論を行うこと
- 当該事業での支援のあり方を改めて検討し、医療・福祉の機能について見直しを行うこと
- 検討の結果、学齢後期障害児支援事業の拡充を図ることとした場合、現在の3箇所の立地に鑑みて、市域におけるバランスを考慮した配置とすること

■ 高等学校への進学後の支援

高等学校への進学後、支援を必要とする生徒や、自身に発達障害があることに気づかないために学校生活に悩む生徒などのために、自己理解につながる支援を実施することが必要です。支援にあたっては、学校カウンセラーとの連携や保護者との連携、支援体制の確立、支援に対する保護者の理解も重要です。

また、高等学校を中途退学する等で学校との関わりが途切れた後に、支援や見守りが途切れないような体制の構築が必要です。（Ⅲ—2再掲）

■ 社会参加に向けた準備のための支援（再掲）※1-4参照

成人期までの間に、本人が自己理解を深め、「社会に出ること」「自立すること」が具体的にどのようなことかを学ぶ（学び直す）機会の提供や、日々の生活上の課題に対応できる力を身に付けるための支援が必要です。

また、家族に対しては、本人が社会参加をするにあたりどのような取組が必要か、本人が社会に出た後に受けられる支援などについて、情報提供することが必要です。

【大項目V】人材育成

● この項目の視点(ポイント)

- ✓ 支援機関のみならず社会全体で包括的に支援を行えるよう、発達障害児・者への対応力を向上させることが望まれます。

V-1 発達障害に関する支援力を身に付けた支援者の養成 【喫緊】

(1) 現状と課題

Ⅲ-1に記載したように、障害児・者を主たる支援対象としない機関も含めた、地域社会全体により、包括的な支援体制を整備していくことが必要です。

こうした支援体制の構築にあたっては、地域社会全体が、本人や家族の、潜在的な生きづらさに早期に気付く力を身に付け、必要に応じて支援機関に結びつけることができるようになることが求められます。

また、障害児・者を主たる支援対象とする機関についても、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者に対する支援力を養成していくことが求められます。

(2) 求められること

■ 支援者に必要な支援力の養成

ア 発達障害の特性に配慮したコミュニケーション力

発達障害の特性上、コミュニケーションに苦手意識や困難を抱える人も多く、その場合、対人場面では不安を感じがちです。

こうした人たちに安心感を与えられるよう、障害特性に配慮したコミュニケーション（例えば、曖昧さを苦手とする人に対し、簡潔で分かりやすい表現を用いる／目からの情報が理解しやすい人に対し、視覚的な情報を用いて伝える等）を図る力が必要です。

イ 本人の特性に着目した、総合的なアセスメント力

発達障害の一般的な特性のみではなく、本人の特性に着目することが重要です。

本人を取り巻く様々な要因（本人や家族の特性、生育歴、周辺環境等）を捉え、総合的に見立てていくことが求められます。

ウ 困り感に寄り添う力と、介入する力

本人や家族の困り感や生きづらさに寄り添う力が重要です。

併せて、必要時に、課題解決に向けた適切な介入を行っていく力が、併せて求められます。

なお介入にあたっては、イの「本人の特性に着目した、総合的なアセスメント」に基づき、そのタイミングや方法等を個別に見極める必要があります。

エ 本人や家族の困り感の整理と適切な支援機関につなぐ力

本人や家族の困り感や生きづらさの内容を整理し、必要に応じて適切な機関につないでいく力が求められます。

オ 本人の持てる力を活かすための支援力

本人の特性を個別に見立て、持てる力を引き出すことができるような支援を行う力が求められます。

■ 支援者に対する支援の拡充（一部再掲）※Ⅲ-1参照

地域社会全体による、包括的な支援体制を構築するためには、横浜市の相談支援体制の重層性（12ページの図を参照）を生かした、支援者に対する支援の拡充が求められます。

■ 本人の特性に着目した支援力の養成

支援者のための、それぞれの役割に必要な支援力を高めるための研修等の充実が必要です。

また、より専門性の高い支援機関には、地域に出向いて、事業所へのコンサルテーションやスーパーバイズを行うなど、実践的で個別性に対応した取組の拡充が求められます。

【大項目VI】障害理解の促進・普及啓発

● この項目の視点(ポイント)

- ✓ 大項目I～Vの取組を進める上での基礎として、発達障害への理解を深めること、さらに、多様性を尊重できる社会の実現に向けた意識を、地域社会の中に醸成することが必要です。

VI-1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成

(1) 現状と課題

Ⅲ-1に記載した地域社会全体による包括的な支援体制の基盤として、地域社会における共生に向けた意識を醸成していくことが重要です。

【参考】 「地域社会における共生」について

「地域社会における共生」について、障害者権利条約、及び障害者基本法においては、次のように規定されています。

● 障害者権利条約

第19条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の批准国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。(略)

● 障害者基本法

第1条 (目的)

(略) 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため (略)。

近年、「発達障害」への理解が急速に進みつつあります。一方で、一部では、発達障害の特性等が正しく理解されていない、あるいは、多様性の尊重等への理解が不十分な場合があります。その結果、誤解が生まれかねません。

また、その障害特性が表面的に見えづらい場合には、周囲から適切な理解を得ることが一層困難になります。

（2）求められること

前提として、社会の中では、発達障害の有無にかかわらず、誰もがそれぞれに個性や価値観を有していることを理解し、それらを認め合い、その多様性を尊重することが大切です。

その上で、発達障害の特性に関する正しい理解を促進することが必要です。

■ 啓発・広報の充実

様々な機会を捉え、社会全体に向けた啓発・広報を充実させる必要があります。

➤ 「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害者週間」について

平成19年、国際連合は、全世界で自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めることを目的とし、毎年4月2日を「自閉症啓発デー」と定めることを決議しました。

この日に合わせ、日本を含む世界各国にて、自閉症の啓発を目的とした様々なイベントが実施されています。

また厚生労働省は、毎年4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」と定め、普及啓発を実施することとしており、横浜市でも、啓発イベントを実施しています（市内のランドマークとなる建物のブルーライトアップ、講演会の実施等）。

こうした取組を継続的に実施するとともに、その内容を充実させていくことが求められます。

■ 土台となる「環境の整備」と「合理的配慮」の提供

誰もが参加可能な、インクルーシブな地域社会を目指し、その基礎となる「環境の整備」を行うこと、さらに、その人に合った「合理的配慮」を個別に提供することが求められます。

【参考】

● 「環境の整備」について

障害者差別解消法においては、次のように規定されています。

第五条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

● 「合理的配慮」について

障害者権利条約においては、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義しています。

障害者基本法では、第4条（差別の禁止）において、社会的障壁の除去について「実施に伴う負担が過重でないとき」には、「必要かつ合理的な配慮がされなければならない」と規定しています。

また、この第4条の理念（差別の禁止）を具体化するものとして、平成28年に「障害者差別解消法」が施行されました。同法においては、次のように定義されています。

第七条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第八条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

VI-2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進

（1）現状と課題

VI-1 で記載したように、「発達障害」への理解が急速に進みつつある一方で、障害特性等が正しく理解されていない、あるいは、多様性の尊重等への理解が不十分なまま、「発達障害だから」とラベリングしてしまうことがあります。

その結果、教育や就労の場面において、本人が持てる力を活かすことができなかつたり、生きづらさを抱えたりすることが少なくありません。

○ 教育の場

➤ 小学校・中学校・高等学校

市立小中学校及び特別支援学校では、「交流及び共同学習※」（市特別支援学校においては「副学籍交流」。）による交流教育を実施し、障害理解促進に取り組んでいます。

しかし、学校・家庭・地域間において、そのねらいや方法などの共有や共通理解が十分に図られていないことから、交流及び共同学習の深まりにつながらない現状があります。

※ 交流及び共同学習

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等が行う、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動すること。（平成31年3月 文部科学省「交流及び共同学習ガイド」より）

➤ 高等教育機関（大学等）

「学生相談室」等で、発達障害のある学生の支援を行う大学等が増えています。

しかし、全ての教職員や学生が、発達障害の特性や合理的配慮の提供方法、就職や卒業後の社会参加にあたって必要な支援を十分に理解しているとはいえない状況です。

このため、本人が社会参加に向けた準備を十分に出来ないことがあります。

○ 就労の場

企業等の中で、発達障害の特性や合理的配慮の提供方法が理解されていないことや、発達障害者の受入れ態勢が整っていないこと等により、本人の苦手なことが目立ってしまったたり、持てる力を十分に発揮することが出来なかつたりする場合があります。

（2）求められること

■ 多様性の尊重

多様な人々が多様な価値観を持って一緒に学んだり、働いたりすることができる社会の実現を目指すことが求められます。

そのためにはまず、誰もがそれぞれに特性を持ち、「得意なこと」「苦手なこと」があるということが理解され、尊重されることが重要です。

■ 障害理解の促進と、合理的配慮の展開

その上で、教育機関・企業等に対し、発達障害の特性に関する正しい理解を促進することが必要です。

さらに、本人及び教育機関・企業等が、本人の「得意なこと」「苦手なこと」を理解し、合理的配慮や工夫を提供することで、社会生活上のつまづきを減らしていくことが求められます。

○ 教育の場

➤ 小学校・中学校・高等学校

教員は、児童生徒を「発達障害では」とラベリングするのではなく、「このような特徴がある子ども」という理解で対応を工夫することが必要です。発達障害に気づき、適切な対応ができるようになるために教員には、座学で基礎を学ぶことに加え、現場での継続的な学びが求められます。小中学校においては、特別支援学校教諭免許を保有する教員を増やし、障害理解促進につなげることも必要です。

➤ 高等教育機関（大学等）

大学や「学生支援室」の教職員等が、発達障害者の支援方法や就労時における発達障害者特有の課題についての理解を深め、適切な支援をすることが求められます。

○ 就労の場

本人の「得意なこと」と「苦手なこと」を企業等が理解し、「苦手なこと」への合理的配慮等の提供と併せて、本人の持てる力を、企業等の中で十分に発揮できる方法を考えていくことが必要です。

なお、これらの実践にあたっては、必要に応じて発達障害者支援の専門機関と連携した取組が有効です。